

安全施設整備の基本的な考え方

下記に記載の「基本的な考え方」はあくまで一般的な考えであり、必ずしも全ての箇所当てはまる考え方ではありません。

現場点検を実施する前には一読いただき、点検する際の「参考」としてください。

(1) ガードレールについて

ガードレールは、車両が路外や歩道などへ逸脱することにより、車両や歩行者などへ被害が及ぶのを防止することを主な目的として設置しています。したがって設置を行うのは、車両が車道を逸脱する危険の高い箇所（カーブなど）であることが前提となります。このことから、直線部、出入り口付近など沿道の土地利用形態を妨げる場所には原則、設置できません。

また、設置を検討する際には、車両同士、歩行者同士がすれ違える幅が必要であるため、道路構造や交通の状況も確認し、判断する必要があります。

(2) 路面標示（速度注意、減速マーク等）について

路面標示については、現地を確認し、標示の必要性や周辺の道路・交通状況を確認したうえで、実施について検討していきます。

ただし、路面標示同士が近すぎる場合や、路面標示の数が多すぎる場合は逆に効果が薄れてしまうため、設置できません。

(3) あんしんカラーベルトについて

あんしんカラーベルトとは、歩道の設置等が困難な路線において、自動車の運転者が歩行スペースを認識しやすくするために、路側帯（歩道のない道路に白線で区分された帯状の部分）を緑色に塗装する取組です。

実施にあたっては、歩道がない箇所、カラー舗装後に4m以上の車道幅が確保できる箇所、ガードレール等が設置されていない箇所などを考慮して設置できるか検討を行います。路側帯のカラー化を行っても、交通規制はかかりません。

(4) カーブミラーについて

カーブミラーは見通しの悪い交差点などで、ドライバー目線で左右及び対向車両等を確認するなど、視界不足を補うための補助施設です。そのため、歩行者側から見た安全対策ではありません。

カーブミラーには、「死角が存在する」、「速度感・距離感がつかみにくい」、「左右が反対に映る」などの特性があり、設置をすることにより、逆に歩行者が危険な目にあってしまう可能性もあります。

(5) 車止め（ボラード）について

車止めは、交差点を左折する車両の内輪差によって歩道上の人が巻き込まれるのを防止することや、車両が歩道上に乗り上げて駐停車するのを防止することなど、歩行者空間を保護することが主な設置目的です。事故のほずみ等で歩道に進入してくる車両を完全に防止できるものではありません。

なお、車の出入口等には設置することができません。

(6) 歩道設置について

通学路を含む安全対策として歩道の整備を行っています。しかし、整備は一部ではなく連続性をもって行う必要があること、歩道を設置するために用地を確保する必要があり、そのためには地域の方々の協力と理解を得る必要がある等により、整備に時間を要します。

(7) 横断歩道や信号機について

横断歩道や信号については、交通管理者（警察署）の所管となります。

その他、一時停止等の交通規制に係る標識や路面標示、取締まりは警察署の所管となるため、設置・実施の可否は警察署の判断となります。

※ 点検にあたっては、『スクールゾーン活動のしおり』や『通学路安全点検ハンドブック』もあわせて参考にしてください。